

**保育園における
保育の質の向上のための
アクションプログラム
第2期**

平成28年3月

那須塩原市

1 アクションプログラムの基本的な考え方

(1) アクションプログラム策定の趣旨と経緯

本市では、平成20年3月に改定され、平成21年4月に適用された国の「保育所保育指針」を受け、平成23年3月に平成23年度を初年度とする「アクションプログラム（第1期）」を策定し、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の質を高めるために取り組んできました。

しかしながら、「アクションプログラム（第1期）」の策定から5年が経ち、計画期間の終了年度を迎える中、国においては、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、より一層の子育て支援策の充実が求められています。

このような中、子ども、そして子育て支援の一番近くにいる保育園の保育の質の向上を図り、本市の子育て支援の一層の充実を図るため、「アクションプログラム（第1期）」を継承する「アクションプログラム（第2期）」を策定します。

(2) アクションプログラムの計画期間

「アクションプログラム（第1期）」の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間ですが、「アクションプログラム（第2期）」については、「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」と整合性を図るため、計画期間を平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
計画名										
アクションプログラム	アクションプログラム1					アクションプログラム2				
保育園整備計画	前期		後期			後期（改訂版）				
次世代育成支援対策行動計画	第1期後期					次世代育成支援対策行動計画 子ども・子育て支援事業計画 →両計画の一体的な策定・推進				
子ども・子育て未来プラン										
那須塩原市総合計画	第1次後期基本計画					第2次総合計画				

2 子育て支援における保育園の質の向上の基本的な考え方

(1) 現状と課題

核家族化や都市化の進展により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域の間人間関係が希薄化し、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

そのような中、すべての子育て家庭が、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭での子育てを基本としながらも、地域や社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」の策定に当たって実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」によると、就学前児童のいる世帯の7割以上が保育園等を定期的に利用しており、また、子育てにもっとも影響する環境として、「家庭」の次に「保育園や幼稚園」を挙げている世帯が約8割いることから、保育の質の向上を図り、保育園の子育て支援機能を強化することが求められていると考えられます。

(2) 保育の質の向上に関する施策の展開

「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」においては、「親と子が育ちあひ 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念として定め、基本方針及び基本施策を体系付け、総合的な子育て支援に取り組むこととしています。

本プログラムでは、それらを支える専門機関としての保育園における保育の質の向上のため、「アクションプログラム（第1期）」を継承し、以下の4つの基本施策を設定し、具体的な取組を推進します。

- ① 保育実践の改善・向上
- ② 子どもの健康と安全の確保
- ③ 保育士の資質・専門性の向上
- ④ 保育を支える基盤の強化

3 施策の体系

本プログラムにおいては、保育の質の向上のための施策を次のように体系付け、保育園の具体的な取組を推進します。

《子ども育て未来プラン》

基本理念

親と子が育ちあい

健やかにふれあえるまち

なすしおばら



《アクションプログラム》

基本施策

基本施策1
保育実践の改善・向上

基本施策2
子どもの健康と安全の確保

基本施策3
保育士等の資質・専門性の向上

基本施策4
保育を支える基盤の強化

具体的な取組

- (1) 保育園の自己評価の推進
- (2) 保育サービス第三者評価の受審推進

- (1) 保健衛生・安全対策
- (2) 園児の健康・保健衛生対策の充実
- (3) 子どもへの虐待防止対策
- (4) 発達支援保育の充実

- (1) 保育士等研修の充実
- (2) 発達支援保育の専門性の向上

- (1) 地域及び関係機関との連携
- (2) 地域の専門的な人材や多様な人材の活用
- (3) 保育環境の整備
- (4) 保育士等の適正配置

4 施策推進のための具体的な取組

基本施策1 保育実践の改善・向上

目標：児童の養護及び教育並びに子育て家庭の支援を一体的に行う役割を担う保育園の特性を生かしつつ、保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図ります。

(1) 保育園の自己評価の推進

保育園は、保育の計画の展開や保育士の自己評価を踏まえ、保育園の保育内容等について、自ら評価を行い、その結果を保護者や地域に公表します。

また、ホームページ等で保育園の自己評価等を情報提供することで、開かれた保育園づくりを行います。

(2) 保育サービス第三者評価の受審の推進

保育園の現状と課題を客観的に把握するため「保育サービス第三者評価」の受審を推進し、その結果を公表することで、保育園の運営状況や課題などの情報を保護者や地域と共有します。

＊第三者評価受審状況及び計画

	実績（H23～H27）	計画（H28～H31）
公立	H23：1園（東保育園＊） H24：2園（とようら保育園・ひがしなす保育園） H25：3園（西保育園＊・わかば保育園・いなむら保育園） H26：3園（さくら保育園・たかはやし保育園・なべかけ保育園） H27：3園（さきたま保育園・永田保育園・三島保育園） ※は民営化前に公立保育園として受審	H28：3園 H29：2園 H30：3園 H31：3園 ・原則4年に1回の実施
私立	H25：1園（ゆたか保育園） H26：1園（コメント保育園） H27：3園（東保育園・ひまわり保育園・塩原保育園）	民営化園は民営化3年以内に実施。他は随時、実施を推奨

基本施策2 子どもの健康と安全の確保

目標：保護者や関係機関と連携し、子どもが健康で安全に生活できる場を確保します。

(1) 保健衛生・安全対策

感染症対策等の衛生管理に関するマニュアルや安全対策として危機管理対応マニュアル等の整備及び見直しを実施し、各保育園がそれらに基づき、園の実情に合わせた対応マニュアルを整備します。

また、保護者や関係機関との情報共有を行い、子どもの健康管理の徹底及び事故防止等の啓発に取り組めます。

- ・整備済マニュアル

食物アレルギー対応マニュアル、食中毒対応マニュアル、調理施設衛生管理マニュアル、危機管理マニュアル等

(2) 園児の健康・保健衛生対策の充実

保育園では健康観察、手洗い、うがい等の励行などで園児の健康管理に配慮し、内科、歯科の嘱託医と連携しながら、健康状態について定期的、継続的に把握します。

また、健康管理の充実を図るため、嘱託医による眼科健診を実施します。

(3) 子どもへの虐待防止対策

子育てに不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱えている親は、暴力をふるったり、育児を放棄してしまうことがあります。

保育園において日常の保育の中で虐待を発見したときは、子ども・子育て総合センターや児童相談所などの関係機関と連携し、迅速な対応を行います。

※要保護児童対策地域協議会開催状況(平成26年度)

会議名	代表者会議	実務者会議	ケース会議	虐待通告受理
開催数	1回	12回	36回	26件

※那須塩原市子ども・子育て総合センター事業報告より

(4) 発達支援保育の充実

発達に支援を必要とする子ども（要支援児）について、保護者の理解を得ながら、平成28年度から稼働する「那須塩原市発達支援システム」により医療機関、保健センター、子ども・子育て総合センターと連携し、市の発達支援保育審査会の判断のもと保育士の加配を行い、適正な保育が受けられるよう支援します。

※要支援児数の推移（各年度末時点）

単位：人

年度	H23	H24	H25	H26	H27 (10/1現在)
対象児童数	83	103	128	150	112
加配保育士数	41	51	64	76	57

基本施策3 保育士等の資質・専門性の向上

目標：保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育園において質の高い人材を確保します。

(1) 保育士等研修の充実

保育の質を高め、子育て支援を充実させるためには、保育士等の一人ひとりの資質の向上や専門性を高めることが必要です。

保育士等の研修を計画的に実施し、資質の向上や専門的知識、技術の修得を図ります。さらに、保育園の保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、保育園と小学校間の相互交換研修等を行い、幼保小間の情報交換、相互理解を図ります。

* 保育士等の研修状況（市主催研修）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
回数	3回	3回	3回	4回	5回
参加者数	540人	450人	450人	510人	680人

（2）発達支援保育の専門性の向上

発達支援保育を充実させるためには、担当保育士が要支援児の状況を的確に把握するとともに、適切に指導することが重要です。

発達支援保育に関する研修や「市発達支援システム」において展開される各種事業により、発達支援保育に必要な専門的知識、技術の修得を図ります。

基本施策4 保育を支える基盤の強化

目標：社会の動向、保育ニーズを的確に捉え、保育園を核とした地域全体の保育環境を整備します。

（1）地域及び関係機関との連携

総合的な子育て支援を推進するため、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等、小学校、地域及び関係機関との連携協力を図ります。

- ・ 幼保小連絡協議会の活用
- ・ 各種地域開催事業等への参加、協力

（ふれあい祭り、産業文化祭、地区敬老会、公民館まつり等）

（2）地域の専門的な人材や多様な人材の活用

保育園が地域との交流を深め、豊富な知識や能力を有する地域の人材と協力関係を築き、保育の実践に活用するとともに、その知識や能力を吸収し、保育の質の向上を図ります。

(3) 保育環境の整備

保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるためには、ソフト面、ハード面両方の保育環境の整備が不可欠です。

保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、「市保育園整備計画（後期計画）【改訂版】」により、安全で快適な環境の整備を計画的に行い、待機児童の解消と適切な保育スペースの確保に努めます。

(4) 保育士等の適正配置

保育園において、一定の保育の質を確保する観点から、保育士等の適正配置に努めます。

5 アクションプログラムの推進

保育の質の向上を図り、保育園において質の高い保育を行うためには、関係者が共通認識を持ち、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが重要です。

本プログラムは、市及び保育園がそれぞれの取組状況について情報を共有し、検証し、就学前の子どもに関する国の施策を的確に把握し、必要に応じてプログラムの見直しを行いながら、推進することとします。